



事業概要

火山砂防事業とは、火山地域(火山地・火山麓地)において、土石流、溶岩流、火山泥流に対する砂防堰堤(さぼうえんてい)、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備を行う事業です。

- 横道川3号（九重町大字右田）

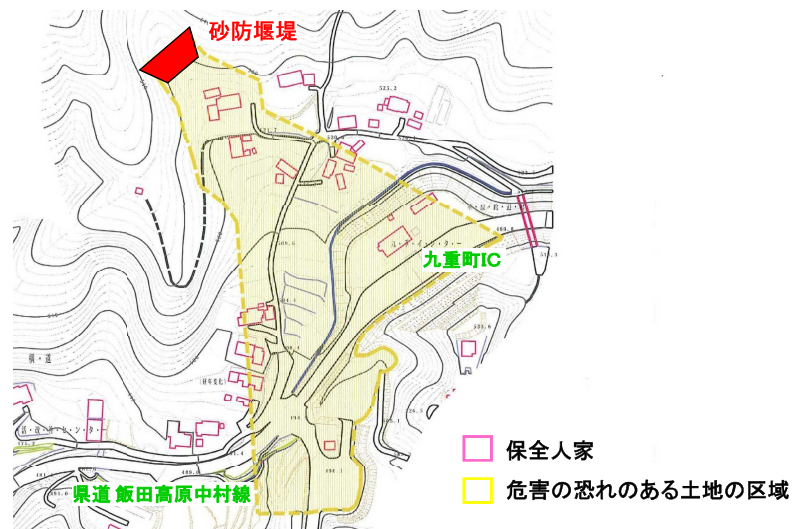
【目的】

横道川3号は玖珠郡九重町の北部に位置する土石流危険渓流です。

当渓流の上流域には渓床浸食により土砂が堆積しており、出水時には土石流が発生し下流域に重大な被害を及ぼす恐れがあります。

下流域には、人家や老人福祉施設、大分自動車道九重インター、県道飯田高原中村線などがあり、これらが被災した場合の与える影響は甚大なものになることが予想されます。

このため、土石流からこれらの施設や住民を守るため、砂防堰堤等の砂防施設の整備を進めています。



事業規模

砂防堰堤1基

H(高さ)=7.0m L(堤長)=72.0m

工期

平成28年度～令和5年度(予定)

【 現 場 写 真 】





事業概要

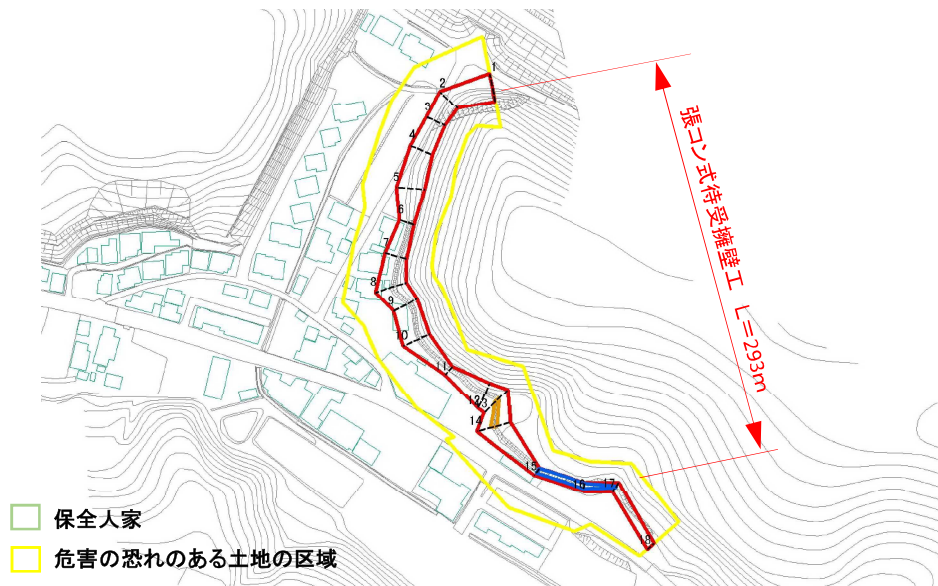
急傾斜地崩壊対策事業とは、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等、急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事をいいます。

● 井の尻2地区（玖珠町大字四日市）

【目的】

当地区は、人家の背後に高さ10mを超える長大な斜面が迫っている急傾斜地であり、平成24年九州北部豪雨により家屋背後斜面の崩壊が一部発生しています。

このため、がけ崩れから住民の生命を守るため対策施設を整備しています。



事業規模

張コン式待受擁壁工 L(延長)=293m

工期

平成27年度～令和6年度(予定)

【 現 場 写 真 】





事業概要

基礎調査とは、平成13年度に制定された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通常「土砂災害防止法」といいます)に基づき実施する土砂災害危険箇所の現地調査のことをいいます。

「土砂災害防止法」の詳しい内容については、こちらの[砂防課ホームページ](#)を参照してください。

当事務所では、平成16年度から基礎調査に着手しています。

基礎調査実施後は、市町村の意見を求めた上でその内容を順次公示し土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しています。

●土砂災害警戒区域等の指定について

基礎調査の結果に基づき、土砂災害のおそれのある区域については次の2種類を指定します。

- ・土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)
- ・土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」)
- ・区域の指定の考え方や指定後の土地利用規制などの詳細については、[砂防課ホームページ](#)を参考にしてください。

●基礎調査実施のお知らせについて

基礎調査を実施する自治会の回覧板等にて関係する皆様へご案内いたします。

また、「基礎調査実施範囲内に建物や土地をお持ちで、現在大分県外にお住まいの方」へ基礎調査実施のお知らせをするため、連絡先などの情報提供をお願いしています。

回覧の際の資料をご確認頂き、ご協力をお願いいたします。

工期

平成16年度～

【土砂災害警戒区域等の指定イメージ】

急傾斜地

●急傾斜地の崩壊

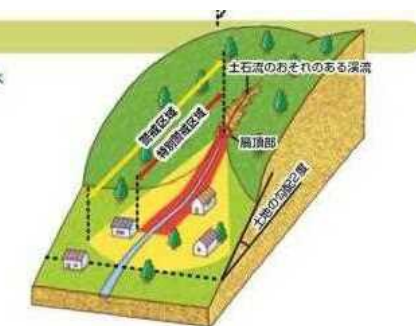
※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流危険渓流

●土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象





事業概要

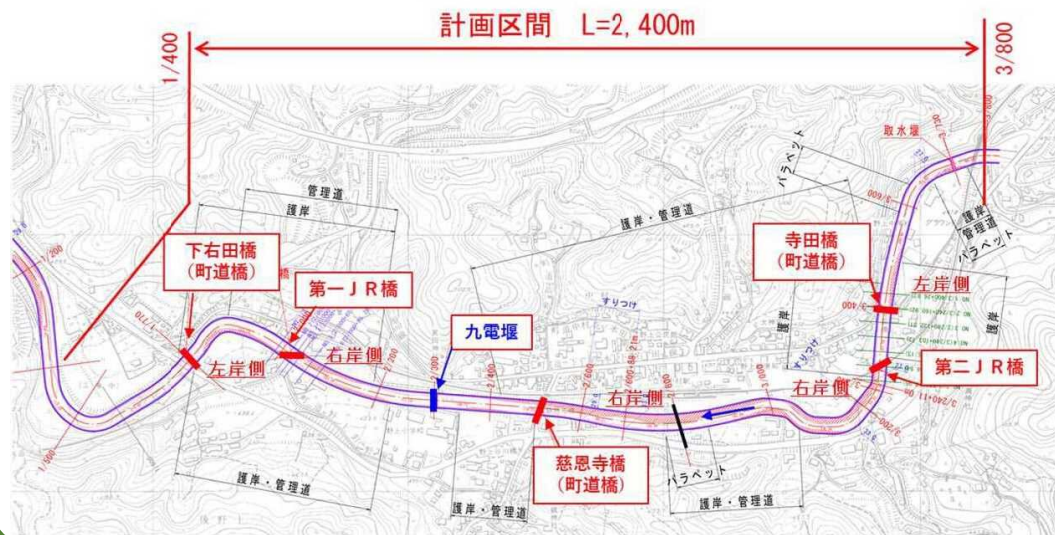
河川改修事業は、甚大な浸水被害が発生した河川において、河道の拡幅や堤防の構築、また、川の流れを阻害している河川内の横断工作物(橋梁、堰など)の改築を行い、河道の流下能力を向上させる事業です。

- 一級河川筑後川水系 野上川（九重町大字右田）

【目的】

野上川は、玖珠郡九重町大字右田に位置し、令和2年7月豪雨により65戸(床上49戸・床下16戸)の家屋浸水、JR橋梁の流失等の甚大な被害が発生しました。

このため、令和3年度から背後地の家屋等の再度浸水防止を図るため狭小な河川の掘削・拡幅、橋梁や堰などのネックとなる構造物の改築等を順次進めていきます。



事業規模

L=2,400m
構造物改築(橋・堰)、護岸工、河床掘削等

工期

令和3年度～令和17年度(予定)

【 現 場 写 真 】

